

別添 1

令和3年6月1日

一般社団法人全国L Pガス協会
会長 秋元 耕一郎 殿

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

賃貸集合住宅におけるL Pガス料金の情報提供のお願い

日頃より資源エネルギー行政に御理解・御協力をいただきありがとうございます。
また、コロナ禍においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を講じていただきながら、全国におけるL Pガスの安定供給に御尽力いただいていることに感謝申し上げます。

さて、平成29年にL Pガスの取引適正化、料金透明化に向け、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の改正、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅におけるL Pガスの供給については、消費者が入居前にその物件のL Pガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側にL Pガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者のL Pガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正について、国土交通省等と協議をした結果、改善策として添付の内容を徹底いただきましたので、会員のL Pガス販売事業者に対し、周知いただくようお願いいたします。

以上

(別添2)
令和3年6月1日

L P ガス販売事業者 各位

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 石油流通課

賃貸集合住宅における L P ガス料金の情報提供のお願い

平成29年に料金透明化に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の改正、液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針の策定・改正を行い、相当程度の取引適正化、料金透明化の取組が進みました。

一方、賃貸集合住宅における L P ガスの供給については、消費者が入居前にその物件の L P ガス料金を知る機会が与えられず、入居後の消費者との供給契約締結時には、事実上、消費者側に L P ガス販売事業者を選択することができないため、その販売事業者の L P ガス料金を受け入れざるを得ないという取引適正化の課題が残っています。その是正策について、国土交通省等と協議した結果、改善策として下記徹底方をお願いいたします。

なお、下記内容を実施していただくことにより、所有者・不動産管理会社・不動産仲介会社を通じて賃貸集合住宅の入居者に対し、当該物件の L P ガス料金が予め提示できることとなるため、L P ガスの料金透明化に大きく貢献するものと考えています。

記

1. 自社がガス供給しようとしている新築の賃貸集合住宅及び既にガス供給している賃貸集合住宅において、募集物件に対する当該物件の L P ガス販売事業者名、連絡先、料金等の記載がある別添の「L P ガス料金表」の参考例などにより、予め賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）に情報提供すること。

なお、参考例に記載がある事項のうち、料金早見表以外の事項については、「L P ガス料金表」に必ず記載すること。

また、その後、料金に変更が生じた場合は、遅滞なく変更後の L P ガス料金表を提供すること。

2. 賃貸集合住宅への入居を希望する者、賃貸集合住宅を管理している所有者又は不動産管理会社（賃貸集合住宅を管理している不動産仲介会社含む）から、情報提供した料金について、問い合わせがあった場合は、適切かつ迅速に対応すること。

以 上

別添

(様式)

L P ガス 料金 表(例)
(令和〇〇年〇〇月現在)

物件名称

部屋番号等:

販売事業者名

連絡先(電話番号):

[料金内訳(月額、消費税込み)]

基本料金 : 〇〇〇〇円

従量料金 : 〇〇m³まで〇〇〇円、〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、
〇〇m³~〇〇m³〇〇〇円、〇〇m³以上〇〇〇円

機器設備等料金

(機器設備等名〇〇〇) : 〇〇〇円(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)
(機器設備等名〇〇〇)

算出方法:

原料費調整制度
による調整額 : 現時点の調整額:〇〇〇円
現在の調整額については、上記連絡先へお問い合わせください。(該当がない場合は、「該当なし」と記載。)

[上記料金による使用量別料金早見表(単位:円/月(消費税込み))]

m ³	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0										
10										
20										
30										
40										

以 上